

2026 年 9 月 8 日

出入国在留管理庁長官
西山 卓爾 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

外国人労働者の受入れ制度の適正化等に関する要請

我が国の在留外国人数は 2025 年末時点で過去最高の約 412 万人となり、そのうち「技能実習」「特定技能」の在留資格で働く外国人労働者は約 85 万人まで増加しています。一方、両制度においては、人権侵害行為や労働関係諸法令などの法令違反が 7 割を超えています。ビジネスと人権の観点からも、労働者の国籍にかかわらず一人ひとりの人権が守られ、安心して安全に就労できる労働環境の確保が不可欠であり、その実現に向け、外国人労働者の受入企業に対し、適正な雇用管理・在留管理が行われるよう指導・監督等を一層進めていく必要があります。

来年 4 月に施行される育成就労制度、および特定技能制度について、制度の改正趣旨を十分周知し、適正に運用することで、安心・安全な就労環境・生活環境を整備するとともに、労働者の技術・知識を高め、その能力を十分に発揮し活躍できるよう、以下のとおり意見申し上げます。

記

(すべての外国人労働者の権利保護)

1. 外国人労働者の受入れ企業や関係機関（監理団体、管理支援機関、登録支援機関等）に対し、労働法や入管法等の関係法令の周知と理解促進をはかるとともに、人権尊重に対する意識醸成に向け取り組むこと。
2. 外国人労働者は地域における「生活者」でもあることから、日本人と外国人が安心して生活できる「共生社会」の実現に向け、社会保障制度や行政サービス、子どもの教育、住宅保障、日本語の理解促進など、総合的な環境整備を推進すること。
3. 技能実習生、育成就労外国人および特定技能外国人の賃金について、業種・職種ごとの賃金指標を策定するなど、日本人との同等報酬要件の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。

(外国人技能実習制度、育成就労制度および特定技能制度の適正運用)

4. 機構や都道府県労働局等との相互連携を積極的にはかるとともに、監理支援機関による実地確認や育成就労外国人の保護、育成就労実施者による法令遵守や環境整備が適切に行われるよう監督・指導を徹底すること。また、特定技能制度についても受入れ企業等への実地調査や指導等を強化し、関係法令違反が認められる場合には厳正に対処すること。

5. 技能実習生、育成就労外国人および特定技能外国人への相談支援において、メールやSNSなど、多様な相談支援体制を構築するとともに、対応する相談者の入管法・労働法等に関する専門性を高めること。また、外国人労働者がアクセスしやすいよう多言語化対応等を含め、相談支援自体の周知を徹底するとともに、関係機関や自治体等の相談窓口との連携を強化すること。

(改正法の施行に向けた対応)

6. 改正法の施行に向けて、機構の機能・役割がこれまで以上に大きくなることを踏まえ、職員の人材確保や育成など、必要な体制が整備されるよう、政府一体となって万全の準備を行うこと。また、日本語教育をはじめ、外国人労働者の円滑な就労に必要な財源を確保するため、受け入れ人数に応じて対象分野を所管する業所管省庁が予算を拠出する仕組みなどについても検討すること。
7. 育成就労制度の施行に向け、制度の趣旨や関係法令・運用要領等の周知・広報を行うとともに、受入企業や監理支援機関が十分な育成・支援体制を整えるよう、制度所管省庁として指導・監督を行うこと。また、分野別運用方針で定めた日本語能力水準や上乘せ基準等について、制度所管省庁として適正な運用が行われているか確認するとともに、有識者会議において報告し、検証すること。なお、改正法施行前に、育成就労制度および特定技能制度の受入れ分野の安易な拡大や基準の緩和がなされないようにすること。

以 上